

# 行政視察報告書

この度、北海道函館市を視察した概要について、別紙のとおりご報告いたします。

資料その他については、事務局に保管してありますので、ご高覧ください。

令和5年11月6日

## 総務文教常任委員会

委員長	高橋 和樹
副委員長	菅原 惠悦
委員	大日向香輝
委員	福田 誠
委員	塩田 勉
委員	加藤 雄太
委員	本間 利博
委員	井上 忠征
委員	高橋 聖悟

横手市議会議長 寿松木 孝 様

# 総務文教常任委員会 行政視察報告書

■期 日 令和5年10月19日（木）～20日（金）

■視察地 北海道函館市

## ◎北海道函館市

### 《函館市の概要》

北海道の南西部渡島半島の南端に位置し、横浜・長崎とともに日本最初の国際貿易港として開かれて以来、早くから海外との交流が始まり、近代日本の幕開けの中でいち早く外国文化に触れ、市民の中にも新進的な国際感覚が息づく、長い歴史と文化を有する街である。

平成12年に特例市の指定を受けたほか、平成16年の合併以降「海」を生かした街づくりを基本理念とし、「国際観光都市」としてのさらなる発展を目指している。平成17年10月1日には「中核市」に移行し、多くの事務権限が委譲され、今まで以上に市民に身近なサービスの提供や地域特性を生かした施策が可能になり、「ふれあいとやさしさに包まれた世界都市」の実現に向けた取組みを行っている。

また、北海道新幹線が平成28年3月に新函館北斗駅まで開業となったほか、令和4年8月には函館駅に隣接した函館クルーズターミナルが完成し、函館空港や北海道縦貫自動車道などを含めた総合交通体系の充実が図られている。



■面積：677.87km<sup>2</sup>

■人口：241,453人  
(令和5年9月1日現在)

■世帯数：139,425世帯  
(令和5年9月1日現在)

▲函館市と近郊を一望できる函館山展望台からの眺望

## 《調査事項：函館市地域交流まちづくりセンターの取り組みについて》

### 《視察先の取り組み》

函館市地域交流まちづくりセンターでは、市民交流やNPOなど市民活動の支援、観光案内を地域情報の発信を通じ、地域のコミュニケーションやまちづくり活動をサポートしている。また、センター内に移住サポートセンターを設置し、移住の検討から移住後の暮らしのサポートまで、一貫した体制で行えるようにしている。指定管理者はNPOサポートはこだてグループであり、建物は市の景観形成指定建築物等に指定されている。

### ～ 主な取組 ～

#### ○市民協働のまちづくり

⇒ 函館市では「函館市自治基本条例（平成 23 年）」を制定し、市民が主役のまちづくりを進めている。異なる組織がそれぞれの特性を発揮して協力していくことが市民協働であり、市では同センターを市民活動の重要な支援拠点施設と定めている。

#### ○市民活動、NPOの情報発信や相談対応

⇒ 地域で活動する市民活動団体情報についての情報発信や活動をはじめたいと考えている団体の困りごと相談などを実施している。

#### ○移住相談のワンストップ窓口対応、市民と移住者の集い「まちセン茶論（サロン）」など

⇒ 函館市への移住や二拠点生活を検討している方への相談、問い合わせ対応、情報発信等を一手に担っている。また、移住者が地域の方々と交流を深められるようサロンを開催している。オンライン移住相談も行い、好評を得ている。



▲大正 12 年に建設され、現在も特徴的な外観が保全されている地域交流まちづくりセンター

### 《視察の概要》

・まず初めに、まちづくりセンターの施設見学をし、1階情報発信フロア、2階市民交流フロア、3階市民活動支援フロアのそれぞれの状況について説明をいただいた。施設は大正 12 年に呉服店として建築されたもので、市の景観形成指定建築物等に指定されているとのこと。そのため、函館西部地区のランドマークとして特徴的な外観を保全し、市民の親しみと懐かしさを保ち、耐震安全性を確保するという考えに基づいて施設が保存されているとのこと。床が大理石貼、玄関部分がモザイクタイル貼であった当時の内装も、階段回りや玄関部分に残されていた。また、建物内のエレベーターは東北以北最古の手動式のもので、当時の機能を残したまま活用されており、搭乗体験をさせていただいた。

・指定管理にあたっては集客をととても重視しており、より多くの団体に使ってもらう

ために団体の要望をできるだけ汲み取り、貸出しできる部屋を増やすなど、柔軟な対応をしているとのこと。

・施設見学後、事前質問事項について回答いただき、質疑応答を行った後に視察を終えた。

### 《質疑応答》

Q：この施設を指定管理するにあたり、まちづくりへの特別な思いがあって事業を進められているのか。

A：理事長・センター長は、まちづくりに対して一生懸命やらなければならないという強い思いを持っていた。そのため、このNPOはこのセンターを運営するためだけに立ち上がった組織であり、どうすればこの施設を多くの方々に使っていたらいいのかを考え、事業に取り組んでいるところである。

Q：ネーミングライツ導入の計画はあるか。

A：特にない。まちセンと呼ばれて市民からは親しまれている。

Q：移住サポートセンターについて、まちセンカフェは年に30回開催されているようだが、どのような内容か。

A：当初はクリスマスパーティーなども企画し、実施していたが、今はまちセン茶論という形でお話をする会を月1回ほど定期的に開催している。

Q：その企画内容やアイデアはNPOセンターの職員が考えて実施しているのか。

A：そのとおり。指定管理を受けているため、ある程度のことは指定管理者に任されているという認識のもと事業を実施している。常に施設が利用され、集客できているという自負があるため、職員は自信を持って各種事業を行うことができている。現在、函館市の西部地区は人口が東部のほうに流出している状況にあるが、行政でもこの施設がこんなに利用されるとは本音では思っていなかったと思われる。そのため、函館市では指定管理者に対してあまり制限をかける状況にはなっていない。横手市でも指定管理を検討されているとすれば、指定管理者にある程度任せるといった形を取ったほうが、両者と市民にとって良いものができると思う。また、指定管理料に加えて、収益の一部は指定管理者側に入る仕組みを構築しており、集客した分はスタッフの賞与に跳ね返せることで、モチベーションアップにつなげている。利用者が何を求めているかを常に考えスタッフの自由度を高めて即座に対応すること、利用率が収益に直結するという意識を持つことが指定管理していくうえで重要なことと感じる。

Q：行政に対して強気な姿勢を感じる。指定管理をする上で、行政との衝突などはなかったのか。

A：ないことはないが、行政があつての指定管理というのが大前提である。ダメなこととはできないが、どうすれば問題を解決できるか、利用者の要望に応えられるかを常に考えて行動することが行政に対して強気な姿勢に見えるのかもしれない。

Q：利用料金を収益化しているスキームはどのようなになっているのか。

A：指定管理を受ける当初に取り決められたものであり、それに基づいて運営してい

る。

Q：資料の財務表で人員配置の記載があるが、時間帯によってこのように配置しているということか。

A：退職などにより現在はここまで人員を配置できていない。開館時間が9時から21時までであり、2交代制で現在、人員を配置しているが、スタッフの確保には苦勞している。

Q：函館市は3地区に分かれているようだが、この施設が函館市全体のまちづくりのターミナルセンターという役割を果たされているのか。

A：位置づけとしてはそうなる。

Q：横手市は旧8市町村が合併したが、それぞれに公民館がある。そこがまちづくりの拠点として、生涯学習講座や地域防災活動などを担っているが、函館市の公民館はどのような活動をしているのか。

A：北海道の公民館の役割が本州の自治体とは異なっている。北海道の公民館は、コミュニティセンターの役割を果たすという認識は持っていない。同じような事業を行っているという認識はない。

Q：函館市には指定管理を受けようとするNPO団体は多くあるのか。

A：現在、指定管理をして2期目だが、1期目は競合するところがあった。指定管理を継続している場合には、改めて立ち上がろうとする団体は少ない。

Q：函館市には町内会などの自治会はあるか。また、加入者は少なくなっている状況にあるものか。

A：町会がある。加入者は少なくなってきたおり、非常に厳しい状況にある。その部分に対応する窓口を構えているが、昔から町会に入っている方々と若い方々との軋轢があり、どうにかしなければならぬ思いはあるものの、かなり苦戦している。

Q：町会活動への支援相談業務は、指定管理業務の中に含まれているのか。

A：含まれていない。市からの委託を受けて行っている業務である。指定管理業務の中では各種市民活動団体の支援相談を行っている。

Q：指定管理者制度導入の成果・メリットに記載がある「書類主義ではなく、現場主義」とあるが、どのような意味合いか。

A：行動するときには伺いを立ててという形ではなく、まずは利用者が何を求めているかを常に聞いて現場で動くという意味で記載したものである。

Q：移住について。現在4期目で、当初はあった予算が今はなくなったとのことだが、ふるさと回帰支援センターへ出店する予算は市から直接出ているという認識で良いか。

A：そのとおり。交通費分が市から支出されている。

Q：移住に関する相談業務は行っているが、移住支援金などは市役所で行っているということか。

A：そのとおり。移住支援金はなかなか合致しないが、センターで案内をして市に橋渡しをしている。

《視察の様子》



玄関ホール



パンフレットコーナー



福祉施設のテナントコーナー



市民団体による展示スペース



東北以北最古の手動式エレベーター



大理石貼が残された階段



まちづくりオフィス



指定管理者による説明①



指定管理者による説明②



まちづくりセンター正面入口

### 【視察を終えて ～委員所感～ 】

#### ◎高橋 和樹 委員長

指定管理者である地元のNPOの運営。市民交流やNPOなど市民活動の支援、観光案内を地域情報の発信を通じて地域コミュニケーションや街づくり活動を支援する組織である。

横手市であれば、上記の業務を県南NPOセンターに全てお任せしているような感覚である。歴史ある建物を工夫してフルに活用し、各事業に対するスタッフの情熱や熱意には圧倒された。

これなら一工夫して横手市でも実現できると考えるが、中途半端な横手市だと事業の取り合いで終わってしまうのか？しかし、横手市にも「まちづくり」に熱意を持った人材は豊富であり、是非具現化してみたい。

#### ◎菅原 恵悦 副委員長

センター長代理の説明によると、指定管理者制度導入による「成果・メリット」として、スタッフの柔軟な発想と行動力で施設への入りやすさ、使いやすさが可能となり（施設の使用許可および制限を最小限に抑えて、お客様の要望に応え、利用者の立場にたった対応での集客に努めている）、また、スタッフによる協議検

討を重ね効率的な運営（事業費）を行い、努力した分は賞与としてスタッフに還元している（市の関与なし）とのことに私はとても関心を持った。

横手市も地区交流センターを推進している。函館市の事例等をさらに研修し、「指定管理者制度」の導入による市民活動のまちづくりを目指すべきと感じた。

また、新型コロナウイルス感染症による入館者数の減少は、いま増加傾向に転じているが、活動を縮小した団体の復活をどのようにサポートできるかは、全国の自治体「共通」の課題と感じた。

#### ◎大日向 香輝 委員

地域のコミュニティ作りとして重要な役割を担っているまちづくりセンターには、市民との距離が当市や近隣の施設と比べ、グッと近いように思えた。例をあげると玄関から入るなり一番最初に目に入る売店には民間福祉関係の展示スペースがあり、福祉の製品を陳列してあった。展示スペースは最初は無料だったが、指定管理をしているNPOサポートはこだてグループの支援金として月1,000円の出展料を徴収。ほか壁カレンダーには民間行事のポスターが貼ってあり、これは宗教や政治に絡んでいなければ勝手に貼って行って構わないという。当然役所的にはあり得ないことと感じたが、話を聞くと自由にすることで施設の利用率が格段に上がるらしい。間借りできる事務スペースは1カ月3,000円の利用率という安価。展示スペースは打ち合わせをすれば設営や撤収をセンターのスタッフがやってくれるということだった。

利用してもらってナンボという感覚が公的な場所に似合っていないように感じたが、ここ以外の場所に足りない部分とも感じた。利用率に関しては指定管理料とは別に指定管理者が全額収益としている点も特異的に感じたが、当局との意見の食い違いや衝突が無いか尋ねたら問題なしという回答だった。要は話し合いだそう。

ここも人材不足には苦勞しているらしいが、仕事量や勤務時間を考えるとそれも領けるところがあった。ほかに移住サポートセンターも開設しており、大変実績をあげられていることから推察できる。

運営する側としては疑問も多々あったが、市民に対してバリアフリーな考え方は見習うべきかもしれない。

#### ◎福田 誠 委員

指定管理者であるNPOサポートはこだてグループの説明を伺ったが、その内容には驚きを禁じ得ないものであった。

横手市で一気にそこまではいくことが出来なくとも、その取り組み一つ一つにヒントがあると思った次第である。

#### ◎塩田 勉 委員

当該センターは、指定管理者による管理が行われており、規制を最小限とし指定管理者に運営を任せていることが大きなメリットだと感じた。これにより、市民の施設利用の利便性が向上しているとともに、視察当日も外国語教室など様々な分野のセミナーが各部屋で行われており、利用者は大変満足されているようであった。

建物については、大正時代の呉服店を改修して利活用しており、歴史的価値が高く、函館西部地区のランドマークとして景観にマッチしていた。階段については当時の大理石貼の部分が残されており、また、エレベーターは手動式のものが維持されており、歴史・文化を保存しつつ、市民の憩いの場としても施設を活用している点がとてもユニークだと感じた。

#### ◎加藤 雄太 委員

函館市地域交流まちづくりセンターは、大正時代に元々は呉服店として建築され、その後百貨店、市の分庁舎としても利用されていた建物が使われており、東北以北最古のエレベーターが今も使われている等、歴史的にも価値のある建物である。

その運営状況は、とにかく集客が命、ということで部屋やスペースを余すことなく使用出来る様にしており、実際に視察させていただいた際も市民活動が盛んに行われている様子が伺え、いたるところの廊下壁面に様々な催し物や啓発等のポスターがぎっしり張り付けられていたのが印象的であった。

反面、様々な内容においてかなりぎりぎりのラインを攻めている印象も強く、行政側や利用者・団体との意思疎通がしっかり出来る様な関係性でなければこの様な取り組みは困難であると感じた。どの自治体にでも出来る様なものではないが、独自の一つの取り組み事例としては、大変勉強させていただいたと考える。

#### ◎本間 利博 委員

指定管理者（NPOサポートはこだて）による地域のシンボルタワーを活用した取り組み。施設に入りやすさ、使いやすさを主眼として運営に反映している。

柔軟な発想と行動力で事業費の効率的な運営を行うなど利用者側の発想が参考になった。公募の際に他団体が申込みができない様な活動が目標と話す代表の熱意が印象的だった。

民間の感覚で管理運営が行われている印象を受けた。運営に対する行政側の意思をどの様な形にして継続した運営が行えるかが重要と感じた。

◎井上 忠征 委員

大正12年に建築され、元々呉服店・百貨店として利用されていた店舗を取得改修したもので、洋風の外観と造作の一部が大理石作りとなっており趣のある建物である。

まちセンの愛称で、市民交流や市民活動の支援、地域情報の発信及び移住定住のサポート業務を行っている。

運営は指定管理者（現在はNPO法人）が行っており、民間の力を発揮することが大事だとして、集客に力を入れるとともに、利用者の要望に沿った運営を行うとの意気込みが感じられた。

◎高橋 聖悟 委員

大正時代の形を残しつつ、リノベーションした建物を保存、活用しながらの施設管理運営を指定管理者が行っていた。業務内容は、他と変わらず施設の維持管理、住民サービス、活動支援、各種窓口対応等であり、よくあるものだが、手法として、指定管理者の管理、使い方が、自由奔放。壁、フロア、スペースなど、制限が行政からかかりそうなところでも活用。あるものは使えとばかりに工夫しながら、旺盛な利用である市民のためにやっていたのが印象的。また、使用料は収益にしても良いとの規則があり、自主財源としていることも感心した。

また、指定管理者次第で、施設やサービスなど、その価値が上がるということを感じたが、こなれてしまって、不透明になりすぎる部分もありように見えた。議会目線でいくと、いつまでも続く指定管理ではないので、今後のあり方については、疑問が沸いた。

## 《調査事項：函館市中央図書館の取り組みについて》

### 《視察先の取り組み》

函館市中央図書館は、函館公園内にあった旧市立図書館の老朽化が進んだことから、平成 17 年 11 月に新たに「まちづくり」の情報拠点として五稜郭町に開館した。貴重な北方資料や啄木文庫などの資料を引き継ぎ、広い面積、新しい設備を活かした図書館サービスを展開している。

1 階は開架スペース、視聴覚ホール、事務室、2 階はレファレンスコーナー、読書テラス、開架書庫、研修室となっている。所蔵資料数は約 77 万冊、閲覧席数は約 500 席、令和 3 年度の利用者数は約 41 万人である。

また、郷土資料の利用促進と貴重な資料の保存、公開の充実を図るため、平成 15 年度からデジタル・アーカイブ事業に取り組んでいる。また、中央図書館を拠点として、移動図書館車「ともしび号」を巡回運行している。

なお、函館市内には中央図書館のほか、千歳図書室、湯川図書室、港図書室、旭岡図書室、桔梗配本所があり、全て「(株) 図書館流通センター・マルエイヘルシーサービス共同事業体」を指定管理者としている。

### ～ 主な取り組み ～

#### ○指定管理者制度導入

⇒ 平成 27 年 4 月から、多様化する市民ニーズに対応し、民間のノウハウ活用とより効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度を導入している。現在の指定期間は、令和 2 年 4 月から令和 7 年 3 月までである。

#### ○デジタルアーカイブ事業

⇒ 所蔵している写真・絵葉書・ポスターなど多種多様な郷土資料のデジタル画像を作成し、インターネット等に公開する事業に取り組んでいる。専門業者への業務委託のほか、職員やボランティアによる作成を行うとともに、公立はこだて未来大学にインターネット公開システムの開発研究を委託している。平成 30 年度からは、中央図書館のタブレット端末を用いて、資料画像をカラーでプリントできるサービスを開始している。令和 4 年 3 月末現在の作成データの公開状況は 12,658 点。

#### ○移動図書館「ともしび号」の運行

⇒ 市内の公共施設や小学校など 27 カ所を、約 1,500 冊の本を乗せたマイクロバスが巡回している。本の貸出・返却のほか、利用者登録、予約・リクエストの申込みもできる。

#### ○図書館ボランティア

⇒ 市民参画による開かれた図書館づくり推進のため、平成 17 年から導入。ボランティア養成講座修了者のうち希望する 300 名が登録し、運営補助などの各種ボランティア活動を行っている。



▲平成 17 年に五稜郭町に開館した中央図書館

## 《視察の概要》

・函館市中央図書館の主な取り組み内容について説明を受けた。函館市図書館条例には、中央図書館のほか千歳図書室などの5つの図書室と1つの配本所、そして移動図書館が規定されているとのこと。中央図書館の令和4年度の所蔵資料数は778,545で、入館者数は412,478人であった。

・平成17年の中央図書館の開館から順次民間に業務委託を進め、平成27年から指定管理者制度を導入されたとのこと。指定管理者は、貸出・返却業務やレファレンス、読書相談対応などの奉仕業務に加え、各種講座や夏休みこども図書館員、本ガチャなどの様々な事業や施設管理など実施している。また、教育委員会としては郷土資料の整理・保存に関することやデジタル資料の作成・公開に関すること、地区図書室の活性化に関することを担っているとのことであった。

・指定管理制度導入の目的は、少子高齢化や情報化の進展など社会環境の変化により、利用者の図書館に対するニーズも多様化・高度化していることから、さらなる図書館サービス向上と管理運営の効率化を図るということであった。また、導入の目に見える効果として職員人件費の削減が図られたことが挙げられるとのこと。

・移動図書館車は現在で4代目であり、1,500冊積載可能で行き先によって内容を入れ替えして実施しているとのこと。主に図書館、図書室から離れている地域を巡回している。

・平成15年度から郷土資料のデジタル化がスタートしており、貴重な資料の傷みを防ぐことができることや函館に来なくても資料を閲覧できることが大きなメリットとのこと。

・図書館運営にあたっての課題は、コロナ禍により利用者数、貸出冊数が減ったが、コロナが明けてからもその伸び悩みが続いており、いかにして状況を改善していくかが課題であるとのこと。また、施設の老朽化、設備の陳腐化に修繕が追い付いていない状況も大きな課題となっているとのことであった。

・説明終了後、質疑応答を行い、その後、中央図書館内を見学し、視察を終えた。

## 《質疑応答》

Q：デジタルアーカイブ事業について。具体的にはどのような使われ方をしているのか。

A：テレビの写真で使われるケースが多い。毎回原物の提供だと相当大変になるが、データの提供のみであればお互いにとってメリットが大きいと感じている。

Q：今後、電子図書館を進める予定はあるのか。

A：市民からの希望はあるものの、そこまではまだ至っていない。

Q：移動図書館事業も指定管理者が行っているとのことだが、車の管理はどちらで担っているのか。

A：車の購入は市で行っているため、市の備品となる。車検などを含む維持管理は指定管理者が行っている。

Q：指定管理者の公募において、何者の応募があったか。

A：前は1者のみであった。

Q：函館市図書館業務を共同事業体として指定管理を受けている理由は何か。

A：マルエイヘルシーサービスは喫茶部分を管理している業者である。他自治体でも同様のケースがある場合は、共同事業体として指定管理を受けている。また、システムの会社と共同事業体を組んでいる場合もある。

Q：指定管理者が図書館を運営していく中で、特異的な部分や強みはどこにあるか。

A：函館市の図書館は横手市と同様に歴史資料が非常に多いという特徴がある。一般的な図書館管理の部分でノウハウを持っているが、郷土資料に関しては職員の方からよく引継ぎを受けたことで業務が可能になっている。

Q：図書館の利用が伸び悩んでいる中で、指定管理者として取り組んでいることはあるか。

A：全国的に図書館の利用率は減っている状況にある。クリスマスの飾りを作るイベントの実施や直木賞作家の方を呼ぶイベントを行うなど、様々なイベントを開催し多くの方に図書館に注目してもらうよう努力している。

Q：移動図書館用の図書を購入しているのか。

A：そのとおり。移動図書館専用の図書を購入している。

Q：移動図書館の停車場所によってはあまり利用されていない所もあるようだが、要望に応じて場所の変更は行っているのか。

A：今も利用状況や要望に応じて、順次見直しを行っている。

Q：当市では、旧町村の公民館等に図書コーナーとして残しているものの名称を図書館にして欲しいという要望があったが、中央図書館以外の図書室などから蔵書数を増やして欲しいなどの要望はあるか。

A：現時点では、そのような要望は届いていない。合併当時には旧町村にあったものをどうするかは検討されたようだが、結果、図書館にすることは見送ったようである。

Q：貴市の図書館条例の中で、「図書室」と規定されているとのことだが、なぜ「図書室」にしたのか。

A：昔は図書館の分館、分室としていたケースが多かったため、それを踏襲したのではないかと思われる。また、中央図書館以外は、ほかの公共施設の一部に図書が配置されており、合築となっていることから図書室となっていると思われる。

Q：当市では図書館もある公共施設の建設を予定しているが、それぞれの世代の方々の居場所をうまく受け入れられているか。昔と違って静かな図書館だけではなく、音を出したり、飲食もできる図書館も増えてきているがその辺はどのように考えているか。

A：読み聞かせのコーナーは個室になっている。児童コーナーは賑やかになってしまいう傾向があるが、それ以外は基本静かに本を読んでもらうこととしている。昨今、飲食を可能としている図書館もあるが、函館市では開架のスペースでは飲食を禁止にしている。喫茶コーナーがあるため、飲食はそちらでとっていただくこ

とになる。

Q：市民が集って、話をしたり賑やかにしても良いような図書館が流行りだが、そういった使われ方をする公共施設がほかにあるから、静かな図書館として運営されているのか。

A：函館市の条例上、図書館の使われ方としてそのようなことは想定していないが、近くに亀田交流プラザという公共施設がある。そこには本が三、四千冊ほどあり、本を読めるスペースや体育館もある公共施設となっており、賑やかに利用できる施設となっている。

Q：最近、流行りのタイプの図書館で指定管理をされているケースはあるか。具体的にはどこか。

A：ある。東北だと酒田市のミライニ、弘前市、八戸市など。東京都内だと賑やかな図書館が多いが、東北だとまだ少ない。

#### 《視察の様子》



担当課と指定管理者による説明①



担当課と指定管理者による説明②



図書館の様子①



図書館の様子②



図書館の様子③



図書館の様子④



図書館の様子⑤



移動図書館車（外観）



移動図書館車（内観）



開架コーナー正面

【視察を終えて ～委員所感～ 】

◎高橋 和樹 委員長

日本各地の有名な公立図書館を運営している法人が指定管理者であるが、ここは流行りの駅前図書館やツタヤ図書館とは趣向が異なる、いわゆる大きくて静かな歴史ある図書館である。

500席と77万冊、近年の利用者数が41万人と、これもまた横手市とは比較にならない規模である。

貸出し方法や図書管理等は従来型の人間の手によって行われており、第一印象

は時代遅れを感じたが、華やかさは無くともこれはこれで安心感を感じる。

I Cタグやセルフの貸し出し機など、先端システムを望んでいる指定管理者と採用の意思が無い市側の今後の攻防が気になるところである。

目玉商品は移動図書館である「ともしび号」である。1,500冊を乗せたマイクロバスが公共施設や学校など27ヶ所を巡回してるとのこと。

函館市内には他に5ヶ所の図書館があるが、これも全て同じ法人が指定管理者となっている。この5ヶ所の図書館の運営の方が気になるが、今回は視察できず。

他に、市民参画による300人の方が図書館の運営補助などの各種ボランティア活動を行っているとのこと。これは本好きの横手市民に期待し、実現できたらと思う。

#### ◎菅原 恵悦 副委員長

資料のデジタル化の方法について、古地図などの高精細画像は専門業者によりデジタルデータを作成し、文書類や写真・ポスターは、スキャナやデジタルカメラで職員により作成、絵葉書等はスキャナでボランティアにより作成する等、自らできる範囲で行う行為は、すべての業務に必要と感じた。

また、ボランティア養成講座の開催やボランティア交流会の開催、さらにはボランティア保険への加入等の取組は、指定管理を含めた横手駅前公共施設の運営に関する協議の参考になるものと感じた。

資料入れ封筒に「手を繋ぎ 返還願う 大きな輪」北方領土に関する標語・キャッチコピー最優秀作品とあり、北洋漁業の基地「函館」と、それに伴う二百海里水域制限や領土問題に改めて関心を持った。

#### ◎大日向 香輝 委員

函館の名所「五稜郭」に隣接した図書館は建物の形からして変わっているなど感じた。もちろんデザイナーの設計だろうが、観光地のそばの三角地に合わせて建てたんだなど、地図を見たら納得できた。

平成17年に開館したとあって、静粛に本を読む場所を提供していると感じた。いまとなつては少し取り組みが古いのかもしれない。合併後に図書館の無い地区に移動図書館車で訪問し、本を貸し出していることは大変便利に感じたが、オンラインで読める現代にここまで必要があるかという疑問がある。

わが市の3倍の人口があり、日本有数の観光地への研修は参考になるか疑問を持ちながらの研修だったが、どこも似たような問題をかかえ、課題解決に四苦八苦しっていると感じた。さらに見聞を深め、山積する課題に活用できる取り組みを探っていきたい。

#### ◎福田 誠 委員

デジタルアーカイブ事業と電子図書館について質問をした。

デジタルアーカイブ事業については、今ひとつ活用の度合いが少ないのが残念

である。デジタル画像の作成にかかる費用対効果の問題であろう。

電子図書館については、北海道では札幌市と苫小牧市が取り入れているが函館市はどうかという質問をしたが、取り組む予定はないとのこと。

そこで、秋田ではどうかと調べてみたが、秋田県立図書館が2012年にサービス開始されたのに、2018年には終了していた。利用実績に維持費用が見合わないためとの理由らしい。

ということで、横手市に提案するためには、これらの課題をクリアしていかなければならないと痛感した。

#### ◎塩田 勉 委員

五稜郭の付近で利用者が訪れやすい立地にあり、蔵書数が80万弱と大きな建物であった。駐車場のスペースが若干狭く、また、開館から20年近く経過しているが、貸出し方法が旧来の方式であるなど課題があるようであった。移動図書館車の実施や図書館ボランティアの活用推進など落ち着いた図書館運営を展開されていると感じた。

#### ◎加藤 雄太 委員

その歴史が明治時代から始まる函館市図書館の中でも、中央図書館は函館市の貴重な歴史資料等と共に運営を行っている。デジタルアーカイブ事業については平成15年というかなり早い段階で取り組み始めており、横手市増田まんが美術館を抱える横手市としても共通する部分があると感じた。

また、移動図書館の取り組みもされており、合併後広大な面積を抱える事になった函館市において重要な役割を担っていた。この点においても、現在は市内各地に常設の図書館を抱える横手市が、今後も長きに亘ってそれを継続出来るかを考えた時に、一つの代替案であるのではないかと感じた。

横手市の新しい図書館が目指すコンセプトとは少し離れているとは思いますが、これもまた一つの素晴らしい取り組み例であると思う。

#### ◎本間 利博 委員

函館市は平成16年に5市町村が合併。それまで他の町村には図書館がなかったが各所に図書室を開設。

平成27年度から指定管理制度により図書館流通センターマルエイヘルシーサービスが管理運営を行っている。指定管理者が他施設でのノウハウも活かした運営を行っている。函館市では移動図書館やデジタルアーカイブの貸出等の特徴のある運営を行っていた。

民間の感覚で管理運営が行われている印象を受けた。運営に対する行政側の意思をどの様な形にして継続した運営が行えるかが重要と感じた。

◎井上 忠征 委員

平成 17 年に開館した函館市の中心的図書館である。

一般業務は指定管理者が行い、郷土資料や公文書等に関する業務は教育委員会が担っている。指定管理者制度導入当初は市直営より経費削減効果が認められたものの、近年の物価高騰の影響からか経費面での効果は薄れてきていると思われた。

マイクロバスを利用し、市内 27 か所へ巡回する移動図書館を行っており、市街地から遠い地域への図書サービスは、有効な取り組みと思われた。

◎高橋 聖悟 委員

函館市の図書館は中央図書館及び図書室、移動図書館と言う形態で運営をしており、条例に基づいておりながらも、一部は図書館並みの図書室という名でやっているところがあった。我が市の図書室とは違うもの。移動図書館については、マイクロバスを魔改造利用しながら、1,500 冊の積載冊数で、巡回場所 27 カ所を月 1～2 の巡回、停車時間 30 分～90 分で運用。実績は毎年伸びている。高齢、過疎の進行下におけるサービス提供の一つと思うが、私としては、これからの踏まえれば電子書籍だと感じた。

指定管理者は T R C。前回の酒田市研修同様、図書館業務管理の大手である。ノウハウを持っているところだけに安心の運営ではあるが、利用者数、貸出冊数の伸び悩み解消には苦心しておるようだった。別事業者との共同事業体を組み、利用者を増やすために仕掛けもしておるようだ。

学校図書館との連携については、支障もなく明確な課題と言えるものはないというが、i P a d 等を使っている児童生徒がいる中において端末を活用した読書等が考えられていないのは寂しい次第である。横手市と同様だ、生産性が足りないと思う。

以上、報告いたします。